

第3章 第3期きずな計画策定の軌跡



第3章 第3期きずな計画策定の軌跡

平成27年（2015年）4月22日のきずな推進委員会を皮切りに、平成28年（2016年）3月まで、校区きずな推進委員会、専門委員会、正副委員長会議、きずなリーダー会議、4つのPT会議、住民座談会を開催し、多くの市民が参画して進めてきた足跡を、ここに記録する。それが草の根活動として揺るぎない市井の歴史となる。

【2015.4.22】 三度目の策定へ向け決意新たに～第1回きずな推進委員会

登別市総合福祉センター（以下しんた21）多目的ホールにて第1回きずな推進委員会を開催し、第3期きずな計画の策定を宣言する。

今日の会議は3つの内容があった。一つは、策定におけるプロセスの共有である。二つに、策定に向け現代的な課題に取り組むためにそのポイントを社協事務局より提示した。三つ目にそれらを受けて、基調講演により委員個々の1年間の取り組みへの意識を高め、策定への意欲を喚起した。

参集者は75名、その内訳はアドバイザー1名、オブザーバー8名、きずな推進委員及び校区きずな推進委員58名、事務局8名であった。

きずな推進委員会は、きずな計画の策定に関し、広く住民からの意見や提言等を計画に反映させるために設置するものであり、地域住民や関係機関及び団体等と協働して計画策定を行うとともに、きずな計画の定める具体的な事業の推進に関し、実施計画の作成・実行・評価・改善を行う組織であることを、改めて確認した。

第3期きずな計画策定にあたって、従来のきずな推進委員会組織の中に今回初めて「プロジェクトチーム」を設置することとした。それは、介護保険法の改正や生活困窮者自立支援法の施行など、福祉関係諸制度の各分野で大きな制度改革が行われてきた。そこで、主に地域で求められる福祉活動が多様化されることを受け、地域住民からの課題抽出だけでなく、公的なサービスの制度改正を理解しつつ、市民が主体となり地域で出来る取り組みを計画化するために、課題別に4つのPTを設置したのである。

①地域包括ケアPT、②障がい福祉PT、③きずなアンケートPT、④計画評価・指針作成PTの4つである。

PTの設置により、市民主体の計画推進を具現化していくため、テーマ別に各専門職等による支援を受けながら、より深い検討協議を行い、互いの連携を密にすることにより、より地域で取り組みやすく実現しやすい計画を目指すこととなる。これまでよりも課題別に役割を分担し、専門性の高い協議が進むことが期待される。

また、今回は市の策定する登別市地域福祉計画（第2次）との整合性を図ることを共通認識として委員へ提示した。市との連携は、委員も危惧していた事案であり、具体的日程等は未定であるものの、ここで提示したことは事務局としても、計画の方向性を示す「意思表明」として大きな意味を持つものとなった。

基調講演では、きずな大使である鳥居一頼氏から「第3期きずな計画策定に向けて大切

にしたいポイント」についての提言をいただいた。

「これまでの計画策定を鑑み、登別は他市町村と比較しても市民が熱意を持って計画策定及び地域福祉に積極的に取り組んできた10年の実績がある。これは誇るべき事実である。その中で、福祉関係者等との意見や助言を計画策定に反映させることによって、より密度の濃い計画が生まれ実践が積み重ねられてきたのである。」

「計画というものは策定して終わりではなく、策定してから始まるものである。これほど市民が熱意をもって策定に取り掛かろうとしている計画は、行政等も市民の意向を受け、それを行政施策に反映させるべきであり、責任を持って行わなければならない。そこに“協働”がはじめて担保される。市民参画協働を行政が真剣に進めようとしているのかが、将来にわたって問われるのである。行政はこの市民主体の計画を決してないがしろにはできない。地方自治体そのものの存立の意味が問われているからである。」

「地域福祉というのは、言うには容易いが、実践は決して楽なものではない。人は、自分の直感やおもいに合う情報をより拡大して取得し、逆にそれを否定するような情報についてはフィルターを掛けたり、目をつむってしまったりする傾向がある。だから、危機感を煽って変化を促すような情報は意図的に見過ごし、『このままでいい』という甘言だけを聞くようになる。（認知的不協和）これからの社会福祉は決して安閑としてはいられない。しかし、決してこのままでいいと楽観的な思考に逃げてしまうことのないよう、一度立ち止まって考える必要があるとすれば、それこそがこのきずな計画策定の場である。」

これらの提言を受け、出席した委員やオブザーバー、事務局もこれから始まる計画策定に向けて、決意を新たにしたところであった。



【2015. 5. 22】

第2期きずな計画より一歩進む計画づくりを～第1回正副委員長会議

P Tの構成と今後の策定スケジュールの調整を行うため、しんた21小会議室にて第1回正副委員長会議を行った。参集人数15名（正副委員長7名、事務局8名）であった。正副委員長会議は、第3期きずな計画策定にあたって中核となる会議であり、方向性を協議し決定していく重要な会議である。

P Tについては、正副委員長の中にも参画していただく人がいるため、それぞれの立場からの意見をいただいた。その中で、第2期きずな計画の評価を重要視していきたいとの意見が挙がり、前に計画された事業のふりかえりを踏まえつつ第3期きずな計画を策定するという方向性が明確化された。計画をさらに良いものにしていきたいという気概を感じた。

しかし、評価基準はそれぞれの町内会や地域によって異なるため、評価の共通基準を定めていく必要があり、その基準は事務局のみで定めるもので決してなく、地域住民と共に定めていくものである。登別市の地域福祉活動の指標の作成作業そのものがきずな活動である。1つひとつの作業を地域住民と行うことにより、住民主体の福祉活動、地域と共に

歩む社協が成立するのではないかと考える。

また、アンケート調査が計画策定における重要事案であるため、早め早めの行動が必要であることを確認した。これまでの社協事業の評価は、事業そのものの評価でしかなく、事業の質までを評価するものではなかった。そのためには、住民座談会や地域の実践者の声を含めた評価を行うことにより、事業の本質に迫る評価が可能となり、社協としても市民と進める事業について、確信をもって一歩前に進めることができるのではないかと考える。



その他、きずなの意義を、きずな推進委員をはじめとした市民に伝えていくことの重要性、きずな推進委員間の温度差の是正など、計画策定に向けた意見の交換も活発に行われ、正副委員長の意識の高さがうかがえた。

【2015. 6. 12】 先を見据えた計画を目指して～第1回PTリーダー会議

しんた21小会議室にて行われた、各PTの役割と計画策定の方針の確認を目的としたこの会議は、全PTリーダーの参加があった。

この会議においては、各PTの役割を確認し協議を行った。その中で、5月15日（金）に行われた「のぼりべつケアマネ連絡会^{*51}」において、グループワーク^{*52}で議論された登別の地域課題についての報告が提示され、専門職から見る登別市の福祉課題の周知を各PTリーダーに行った。

これまでのきずな計画では、事業として高齢者分野での取り組みが多い反面、障がい分野の取り組みが少ないという側面を持ち、第3期きずな計画ではその是正が必要とされることを確認した。間接的にはあるが、専門職の意見を市民に伝える事が出来た機会であった。

第3期きずな計画の柱となる事柄として、「介護が必要になっても地域で安心して暮らせる仕組みづくり」「情報・連携・人材育成」「具体的サービスの構築」「財源の確保と適正配分」が挙げられた。

介護保険法の改正や生活困窮者自立支援法の施行など、社会情勢の変化に対応できる柔軟な取り組みが必要とされ、今後の動向を視野に入れた計画策定が求められる。

第3期校区きずな計画においても、上記の柱を軸に、地域で取り組みが可能な具体的な事柄を計画として取りまとめていくよう働きかけていく必要がある。理想を計画に反映させることも重要なことであるが、第3期校区きずな計画においては、より実現性の高い内容を具体的に明文化する必要性について、再確認したところである。

「地域間の温度差を解消し、足並み揃えて活動していくためにも、各校区の交流を促し

*51 平成11年（1999年）5月に発足した、登別市及びその近隣地域に従事する医療福祉系の職員により構成された、介護支援専門員並びに関わりのある職員の資質向上や会員同士の交流を目的に設立された会である。

*52 ソーシャルワークにおける専門技法の一つであり、利用者がグループのプログラム活動に参加することで、メンバー間相互の影響を受け、個人が変化（成長、発達）を目的としたものである。

ていく必要もあるのではないか。」という意見は、今後考えなければならない提案である。「これまでの計画策定に係るアンケート調査は計画に全くと言っていいほど反映されていない。」「市と社協が両輪と言われているのならば、市と連携した計画策定を行うべきである。」という意見は、事務局としても切実に受け止めた。

アンケート調査は地域住民の率直な意見を聞くものであり、住民主体の地域福祉活動を推進して行くうえで必要不可欠なものである。計画に反映させることができる設問とこれまでの計画の反省、そして市が策定する地域福祉計画（第2次）との一体的な策定が、第3期きずな計画の策定過程には求められている。

各PTリーダーはそれぞれ立場も考え方も違うが、地域福祉に関心が深く地域活動にも熱意を持った方々が選ばれており、今回の協議の様子を見ても、今後のPTの取り組みは大いに期待される。

【2015.6.16】 リーダーの意識の高さを知る～第1回きずなリーダー会議

先に行われた正副委員長会議等の報告も兼ねた本会議は26名（出席対象者30名）の出席という高い参集率の中、開催された。

第1期・第2期きずな計画の策定経緯を報告したうえで、「第3期きずな計画の策定については、正副委員長会議を中心に、各PTが各課題について協議し進めていくことを骨子とする。」旨を報告し了承を得た。

今後の方向性が承認され、まずはアンケート調査（8月14日発送を予定）に向けて計画策定業務を進めていくこととなる。その後は、住民座談会を通して地域住民の理解等を求めていくことが必要とされる。

市民には「地域福祉がなぜ必要なのか」を自分のことに置き換えて理解していただくための働きかけが必要となる。本会議の参集率からも委員の意識の高さが伺え、地域住民への働きかけは可能であると感じた。

各PTのリーダーも出席していたため、各々より挨拶をいただいたが、どれも強い決意と責任感にあふれた挨拶であり、今後に向けてきずなリーダーもそして事務局も決意を新たにした場ともなった。



【2015.6.27】 第3期きずな計画に向けて～「きずなシンポジウム」開催

しんた21多目的ホールにて、「第3期きずな計画に向けて」をテーマにきずなシンポジウム*53を開催した。鷺別地区の祭事と日程が重なっていたため、参加者の集まりに不安があったが、142名と例年と同程度の参加があり、計画策定に関しての市民の意識が伺えた。

シンポジウムの前半は、「家庭医から見た医療と福祉～地域の力とつながりがなぜ必要なのか」をテーマに、医療法人若草ファミリークリニック院長代行の村井紀太郎氏に講演

*53 全市民を対象に、毎年異なるテーマを設け、基調講演やその事柄についての討論会を行うものである。

いただいた。

認知症を例に取り上げ、病気そのものの理解から個人に対する理解、そしてどんな状態でも安心して暮らしていける地域づくりを願う講演は、市民が深く共感できたものであった。

後半に行われたリレートークでは、「一人ひとりの課題を地域の課題に！！～考えよう！！これから求められる地域の福祉活動～」をテーマとして、市高齢・介護グループ総括主幹土門和宏氏からは、「介護保険制度が変わって地域に求められる取り組み」について、社会福祉法人ホープ・フロンティア登別施設長山田大樹氏からは、「働く障がい者が抱える悩みと地域のつながり」について、そして白老町のNPO法人御用聞きわらび理事長星貢氏より「地域でつながる！！課題を解決に導く福祉活動」について、それぞれの立場から報告をいただき、きずな大使の鳥居一頼氏がコーディネーターを務めた。

共通して述べられたことは、地域の理解を得ることが必要であること、公的サービスで賄えない部分については地域住民で補完する必要があることであった。これらの話に、参加した市民は熱心に耳を傾け、「登別のまちをより良くしていきたい」という多くの市民のおもいが会場に満ちていた。



お互いに助け合う社会をいかにして構築していくかが、第3期きずな計画の重要なテーマであり、そのためには策定段階から地域住民の意向を把握し、その意思を具体的な行動へと移すことができるよう力を合わせていくための場と機会を設定することが重要である。

そのためには、事務局だけの働きかけでは限界があり、地域を活性化するためには、きずな推進委員等の力が不可欠である。地域住民の力を引き出し反映させることがこの計画の第一義の目的でもある。その福祉環境をつくるのが、事務局としての役割であり使命である。事務局の動きを常に市民に見えるよう透明性を維持することにより、賛同し協力していただく市民もおのずと増えるのではないだろうか。

「住民参加を謳っているまちは山ほどあるが、実態として当事者が参加していると思受けられたのは登別市だけだと思います。事務局は大変な思いをしたと思いますが、市民がすごいと感じました。予算は毎年行政が決めるが、そのための長期的な担保を普通は示さない。示してしまうと、やらなければならないプレッシャー、責任感を持ってしまいます。逆に言うと、実現性を高めるためには財源の明示が必要です。きずな計画は財源の取得方法が書いてあります。これも皆さんは普通を感じていると思いますが、全道ではめずらしいことです。」

これは星貢氏の発言である。市民にとって当たり前の感覚でいた「きずな計画」が外部から大きな評価を受けた。それはきずな計画が他のまちの計画と比べても高い実現性と具体性を持っている稀な計画であり、市民でつくり上げた誇るべき計画なのだ気付かされた瞬間でもあった。

【2015. 7. 1】 専門職と地域を密接に～第1回地域包括ケアPT会議

第3期きずな計画の骨子となる各PT会議が、地域包括ケアPTを皮切りに開始された。

ケアマネジャー、地域包括支援センター、訪問看護事業所、登別市で構成した委員全員の出席があり、活発な意見交換が行われた。

会議では5月15日に行われた「のぼりべつケアマネ連絡会」において挙げられたケアマネジャーが必要と感じているサービスのデータを基に議論を行った。

今回の計画のキーワードである「人材育成」に関しては、各委員も頭を悩ませているところでもあり、後継者問題や福祉業界のなり手不足等を解消する対策を模索しているようであった。

これは、地域社会にも同様の課題があり、町内会役員の高齢化等も相まって、地域における問題の主たる部分を占めている。単に福祉にとどまらず、解決できる手法を活用し地域社会の問題にも寄与できる仕組みへと変化させることは、今後の取り組みいかにそのヒントがあるのではないかと考える。

「有償サービス」に係る議論においては、「無償で行われたことに対して、感謝の気持ちとして対価を支払ってしまうケースも多く、結果として対価が高額になり生活を圧迫してしまう事例もある」という意見は、有償性を社会化する上で重要な指摘ともいえよう。地縁による無償サービスは、本来地域社会において求められる善意に満ちた姿である。しかし、そこに有償が介在することは、依頼者側の意に反してサービスが提供された場合、結果として依頼者の不利益となり得る危険性がある。有償の仕組みを構築するためには、明確なルールを設ける必要があるのではないかと考える。

ただ、地縁は、「おたがいさま、もちつもたれつ、もらったらず返す」という贈与・互酬の関係で成り立つ。それは暗黙の内に規制された世間のルールでもあり、そこに社会契約としての有償化のルールを適用することは困難であろう。そこをなんとかしたいと理を尽くしても、「しょうがない」「しかたない」というあきらめの言葉が返ってくる。このときすでに変えようという試みは、何であれすべて失敗に終わるとの指摘もある。(鴻上尚史「空気と世間」講談社現代新書)

確かに強固な世間の壁ではあるが、きずな計画としてサービスの有償化を提唱する際には、ルールと共に依頼者が選択でき、なおかつ柔軟なサービスの構築を念頭に置きながら、地域住民の共感的理解を得ることが、従来の「あきらめ」を打破する突破口になるかと考える。



ニーズに対してすべて公的なサービスのみでは賄うことはできない。民間の組織である社協は市民との協働のもと、その隙間を補填するサービスとして取り組まなければならない。

よって、第3期きずな計画においては、これまで世間の壁に阻まれていた必要なサービスに取り組む必要性が求められてくる。そのためにはこれまで以上に市民との合意形成をめざした情報提供や協議の場をつくり、サービスの有償化の必要性を訴え事業化することが喫緊の課題となる。そのためにも、このPTは市民と専門職をつなぐことで、理解を深め協力の輪を広げる役割がある。今後のスタンスと方向性を改めて確認することのできた会議であった。

【2015. 7. 10】

障がい者を取り巻く社会情勢の大きな変化～第1回障がい福祉PT会議

障がい者の就労支援や社会参加に関する協議を行う障がい福祉PTは、市内授産施設関係者を主として委員の構成が為され、初となる本会議は7名の出席をもって開かれた。

なぜ障がい福祉PTを設置したのか、ここに至る障がい者施策に関わる国際的・国内的経緯を説明する。

平成26年（2014年）1月20日、日本は障害者権利条約（正式名称：「障害者の権利に関する条約」）（注：条約・法律に「障害」と明記されているため、その表記を使用するが、それ以外では「障がい」と表記する）を締結、141番目の締約国・機関となった。障害者権利条約とは、全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約である。この条約では、障がい者には長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障がいであって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含むとされている。

障がい者に関する初めての国際条約であり、その主な内容としては、

（1）一般原則（障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）

（2）一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）

（3）障がい者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）

（4）条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障がい者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）、となっている。

ポイントをまとめると、条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広いものとなっている。

日本は平成19年（2007年）にこの条約に署名はしたが、国内法や制度が未整備であったために障害者基本法の改正（平成23年（2011年）8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年（2012年）6月）、障害者差別解消法の成立と障害者雇用促進法の改正（平成25年（2013年）6月）等、矢継ぎ早に様々な制度改革を行い、障害者差別解消法の成立をもって、一通りの障がい者制度の充実がなされたと判断したことから、141番目という遅い締約となった。それだけ、障がい者に対する福祉政策が遅滞していたと指摘されよう。

そもそも昭和56年（1981年）「完全参加と平等」をスローガンにした「国際障害者年」を契機に、その実現に向けて、身体障害者福祉法の改正、障害者対策に関する長期計画の策定、精神衛生法を精神保健法に改正、教育では養護学校の義務化（昭和53年（1979年））と、法制度の改革を実施してきた。しかし、根幹の「障がい者の権利」につ

いて国が社会的な合意を得る努力を欠いた結果として、条約締約が遅れたのではないかと受け取れる。

障害者基本法をみてみよう。地域における共生条約の第19条（自立した生活及び地域社会への包容）に関して、障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を図るに当たって旨とするべき事項として「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」が規定されている。

また、平成23年（2011年）の同法の改正で新たに、全ての障がい者は、可能な限り、「地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が規定された。また、同法では、国及び地方公共団体は、障がい者が「医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策」を講じることが義務付けられている。これに関連して、障害者総合支援法に基づき、地域において暮らすことができるよう、障害福祉サービス等の充実が図られているのであり、PTが取り組まねばならない法的な根拠がここなのである。

さらに平成18年（2006年）4月、障害者自立支援法が施行された。障害者基本法の理念に基づき、障がい種別ごとに縦割りにされていた障害者福祉制度を全面的に見直し、自立支援の観点から一元的なサービス提供システムを規定した法律である。その特徴は、（1）サービス提供主体を市町村に一元化し、各障がい者福祉サービスを共通した制度で提供、（2）障がい者の就労支援の強化、（3）空き教室、空き店舗の転用を含めた地域社会資源活用の規制緩和、（4）「障害程度区分」による、サービスの利用手続きや基準の明確化、（5）サービス利用における利用者1割負担、食費の実費負担、（6）国の財政責任の明確化。サービスの利用者負担（所得に応じ上限あり）と障害程度区分の認定である。

しかし、サービス利用の上限や、日常的に利用している施設の利用料発生で、通所を控え自宅から出なくなる障がい者が続出するなど、障がいの重い人ほど負担増となり、生存権の侵害にあたるなどとして全国で違憲訴訟が起きた。国は平成23年（2011年）1月に「障がい者の尊厳を深く傷つけた」と反省を表明、平成25年（2013年）、障害者総合支援法に改題。難病患者等も障害福祉サービスの給付対象に含められたのである。法の不備が「生存権の侵害」に当たるといった前代未聞の悪法の改題でもあった。そのような流れの中で次の法律が矢継ぎ早に制定されていくのである。

障害者差別解消法をみてみよう。この法律は、共生社会の実現をめざしている。差別解消措置や差別解消支援措置などを通じて差別の解消を推進しようとする法律で、それによって共生社会の実現に役立つことを目的にしているため、この法律は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と名づけられている。

条文（1条）をみると、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的にする」と定められている

のである。

次に、改正障害者雇用促進法は、雇用分野における障がい者差別の禁止や、精神障がい者を障がい者の法定雇用率の算定基礎に加えること等が盛り込まれた。国や地方公共団体では、知的障がい者を非常勤職員として雇用し、一定の業務経験の後に企業への就職を目指す「チャレンジ雇用」を掲げた。また、障がい者の雇用に伴う事業主の負担を軽減するため、障害者雇用納付金制度が設けられ、法定雇用率を未達成の企業からは納付金を徴収し、法定雇用率を超えて障がい者を雇用している企業には障害者雇用調整金が支給される等、様々な助成が行われているが、社協として登別の実情は把握していない。

平成25年（2013年）4月からは、障害者優先調達推進法の制定を受け、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的機関による障がい者就労施設等からの優先的な購入を行うよう国から通達が毎年出されている。登別の障がい者雇用の実態やその待遇、そして施設・事業所等での就労支援の実態も十分に把握しきれてはいないのが実情である。

川島聡（国際人権法・障害者法）は、その著『障害者の権利条約と日本―概要と展望』（生活書院2012年刊）のなかで、平成28年（2016年）4月1日から施行される障害者差別解消法について、それが制定されたからと行って、果たして国民の意識はすぐ変わるわけではない。国民の意識が変わるかどうかは今後の取り組みにかかっているが、国民の意識を変えるために差別解消支援措置のひとつとして、国と地方公共団体による啓発活動を定めているとあるが、啓発だけで変わるはずもない。さらに、この法律は個人の思想・言論に対する法的効力をもたないのである。

この意識を変えていくためには、当事者同士が建設的に話し合うこと、交流すること、コミュニケーションをとることが重要であり、そのための環境と制度を整備することが大切となると説く。

さらに、障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法によって、障がい当事者の実生活はどう変わりうるのかという点について、雇用や教育やサービス提供の場面などにおいて、障がい者の社会参加の機会が増すことが期待されている。とくに、合理的配慮が行われることで、障がいのある諸個人の個別具体的なニーズにそって、社会参加を妨げる社会的障壁が除去されることが期待される。

そういった期待にこの法律が現実に応えられるかどうかは、1）基本方針、対応要領、対応指針がどのような内容を定めることになるか、2）相談・紛争防止・紛争解決の体制（14条）や、障害者差別解消支援地域協議会（16条）が、どのような機能を実際に果たすのか、3）障がい者団体や関係者がどのような役割を果たすのか、4）この法律の趣旨と内容が日本社会の構成員全体（障がい者をふくむ）に浸潤し、その意識が現実が変わっていくか、といった諸点に大きく左右されると思われる指摘している。

期待感をただ抱くだけでは、なんの解決にもならない。障がい者の社会的自立や共生をめざす具体的な取り組みは、障がい者が孤立無援で社会の外に置かれるのではなく、社会にその存在を知らしめることが第一義であり、就労は社会参加のカタチとして重要な意味合いを持つ。

障害者権利条約の締約に関連して、様々な法制度が整備されてきたことで、はじめて平成25年（2013年）障害者優先調達推進法が施行されたことの意味が明らかにされよう。その法により、授産施設の取り組みと、その事業に対する関心と需要が高まってくる

のである。各法律の整備により、障がい者の就労や社会参加は切実な問題として提起され、喫緊の課題として表出してきたのである。

また、第1・2期きずな計画では、高齢者対象分野の事業と比較して、障がい者対象の分野の取り組みが極めて少ないことが挙げられる。障がい者に関する取り組みは、多岐に渡り、地域住民が支援を行うと想定するには困難性を打破できなかったことに起因する。確かに、障がい者を取り巻く問題や課題は、根本的な解決が難しいことから、抜本的な解決にはつながりにくい特性がある。だから、あきらめや思考停止に陥ることが多い。

しかし、障がい者の活動などの情報を発信し共に行動を起こすことで、理解と協力を広げることができるのではないか。

その変化の流れが確実に起こってきた。障がい者問題に対する社会の動向は、10年前、5年前とは社会情勢が全く違うことが、その経緯から明らかにされたのである。

よって本PTでは、「働く障がい者」に焦点を当てた議論を行い、第3期きずな計画を策定することで合意形成をみたのであった。

また、本会が平成27年度（2015年度）より推進している「働く障がい者と地域のきずなづくり推進事業」を具現化すべく、福祉施設の授産商品を紹介するパネルとカタログの作成を、市内4施設・1団体の協力のもとで行うこととなった。それらの広告媒体により施設及び商品が市民に周知されることにより、授産商品の販路拡大や一般企業等への就労促進などを支援するものであり、本会としてもこれまで関わることの少なかった授産施設との接点を持つことができる。また、きずな計画に障がいの分野に取り込まれる新しい試みとなろう。市民に知らせない限り、様々な法や制度も世の中を変える力にはなりえない。為政者、そしてそれを行使する者は、常に心しておかなければならない。法や制度は誰のためにあるのかを自問自答しながら、それを理解した上で施策や計画を進めることを、きずな計画推進に関わる市民とともに社協もまたその責任を自覚し自省していきたい。

【2015.7.14】 これからの時代を見据えて～第2回地域包括ケアPT会議

福祉実践者向けのアンケート調査内容について、地域包括ケアに関わる質問事項等の協議を目的に、メンバー全員の出席をもって本会議を開いた。

前回の会議で抽出された市内の現状等を、委員それぞれが把握した上での意見交換は、課題として抽出する項目が明確になったこともあり、更に密度の濃いものとなった。

最も意見交換が活発に行われた項目が「介護保険制度改正に伴う影響」であった。各事業所においては、すでにサービス利用時間の短縮など利用者にとってマイナスとなる影響が発生しており、早急な対応策を講じなければならない事態が生じている。

また、今後新たな支援体制を構築していくうえで、現行のサービスを補完するという考えから一歩抜け出し、介護事業者も含めたより包括的な体制を一丸となって整備していく必要性が論じられた。

その支援体制は、利用者ができることまで支援するものではなく、利用者それぞれの状況に沿ったものでなくてはならない。そのためには、画一的なサービスではなく、選択できる柔軟なサービスを用意する必要性が求められる。

福祉と聞けば、すべて善意を前提とした無償での支援を想定しがちではあるが、これからの福祉は「やってもらう」という受け身では済まされなくなった。利用者それぞれが主

体的・能動的に動くことのできるようなサービスのあり方が、これからの時代に則した支援のあり方ではないだろうか。

これらのことを踏まえ考えると、福祉教育の重要性はこれまで以上に重要である。福祉教育は、福祉社会を実現するために、福祉の理解と心情を育て、問題解決への行動を提起することを目的とした市民性教育の大きな柱でもある。

しかし、次世代の教育を担う学校教育では、残念ながら高齢者や障がいの一部に特化した理解や体験を福祉学習として教えている学校が少なくない。学校で福祉を教えられる人材が少ないことや、なさねばならぬ教育課題が多いことにも起因する。福祉は限られた人間だけにかかわるものであるとの間違った社会認識が、一般的であり、是正しなければならないのである。福祉教育が本来の教育目的を実現するには、狭義な教育である現状を問題として提起するとともに、障がいに限らず幅広く選択できる学習内容やプログラムを整備していくことや人材の育成が、今後もっと重要となるであろう。

アンケート調査の項目の検討においては、これまでよりも具体的な議論が行われた。今回は福祉実践者を対象にしたアンケート調査を実施するため、一般市民の意識調査に関することは、地域福祉計画でのアンケート調査に替えさせることを確認した。

アンケート調査の大きな目的は、きずな推進委員会等で協議されてきている新たな支え合いを、住民自身で実行できるかどうかの見極めにある。結果として実行可能であると分析された場合、その支え合いをバックアップする姿勢を、社協は見せていく必要がある。住民の自主的な活動を支えることが社協の社会的使命とその存在理由であるとするれば、良好な人間関係を継続・補完するためには、地域福祉コーディネーターの適切な配置や、人と人とを確かに結びつける仕組みづくり等が望まれる。アンケート実施まで残り1ヶ月と迫ったなかで、貴重な意見交換を行うことができた場となった。

【2015.7.24】

これまでの取り組みの上に新たな取り組みを～第2回正副委員長会議

これまで行ってきた各PTでの取り組みを報告するため開かれた本会議は、前回と変わらぬ活発な意見が交わされた。

特に地域包括ケアPTの報告については、正副委員長からの関心もより高く、様々な意見が飛び交った。民生委員・児童委員との連携や、従来の見守り活動との互換性など、それらはすべて「これまでの取り組みを重要視し尊重する」といった基本認識の下、交わされた意見であり、正副委員長のおもいを汲み取ることができた。

また、一度に新たな取り組みや仕組みをつくることへの懸念もあった。中途半端になることへの不安感の表れでもある。介護保険制度が大きく変わった今、新しい支え合いの仕組みを構築する必要性は明確にされており、包括的・重層的な取り組みは、これまで表出されなかった問題等への対応に備えてのものとなる。

現状の中、仕組みを一度に構築することはやむを得ないことであるかもしれない。そこで重要となるのは、やはり地域の力である。地域の支え合いという言葉は、言うには容易いが、実現するためには多くの問題を解決していく必要がある。一方で、施策に踊らされて地域が疲弊してはならない。そのためにも、地域の力だけではなく、社協や行政、専門機関が一致団結することが不可欠である。

これから先を見据えた熱い論議に、事務局としてもより一層身の引き締まるおもいがした。

【2015.7.28】 「3ない」を撲滅したい～第2回障がい福祉PT会議

本会議では、各福祉施設の活動内容の共有やPR方法等について協議を行った。

地域包括ケアPTで協議された福祉教育への協力についても協議され、施設側は受け入れ可能との回答を得たため、今後検討する。

介護等の職場での退職者の増加は切実な問題であり、その職場環境や処遇の改善などが指摘されているが、その対策もおぼつかない事態でもある。ただ、障がい福祉そのものを正しく理解するためには、実際の現場を知り学ぶことにある。その意味では、社協事業として取り組んできた施設での「サマーボランティア体験プログラム^{*54}」は、広く市民を対象とした福祉教育の重要な機会と場であった。現在は、通年でボランティア体験事業として継続されている。過去には「ワークキャンプ^{*55}」という子どもたちを対象にした福祉施設での宿泊を伴うボランティア体験事業にも取り組んできたが、今一度それらの教育的価値を見直していくことが必要ではないか。

そのノウハウは、すでに社協の中にあることを知らされた。さらに、各施設での教育指導に当たるスタッフの教育的資質や指導ノウハウの蓄積もまた重要なポイントとなることを指摘しておきたい。

次に、居場所や外出支援に関わる協議については、余暇の過ごし方から、障がい者も安全に過ごすことのできる機会と場の提供やパーソナルアシスタンス制度^{*56}の導入など、幅広い視点での意見交換がなされた。

「働く障がい者には、休日に何をして過ごせばよいのかわからないという悩みがある」ということは、これまで行われてきた各種会議等において示されていることである。それは安心して行くことのできる居場所が少ないことも要因であろう。これらの課題は、高齢者問題とも共通するもので、課題解決に向けて取り組まねばならないことでもある。

障がい者に関わる他会議においても、いつも障がい者への理解を得ることが重要である。障がい者も普通の人と変わらず、他の人よりハンディキャップがあるだけである。という多くの意見が出る。

しかし本質は、自分と違った存在に対する蔑視感や排除感であり、さらに彼らよりも優位性を持った優越感や安心感が差別意識を強めていくのである。その意識が生まれる要因

*54 平成8年（1996年）より実施されていた、登別市社協の事業である。学生の夏休み期間である8月の1か月間を登別市のボランティア体験月間と定め、誰もが気軽に楽しくボランティアを体験できるプログラムを、受入施設等の協力を得ながら実施していた。平成16年（2004年）からは、体験期間を7月から3月までに拡大している。

*55 自ら活動を体験しながら現場に携わる人々と交流するボランティア等の形態のこと。

*56 重度の障がいがある方に対し、市町村が介助に要する費用を直接支給し、その範囲内でライフスタイルに合わせて介助者と直接契約を結び、自らマネジメントしていく制度である。ヘルパー資格の有無等に係わらず介助者となることができるため（利用する方の配偶者および3親等以内の親族を除く）、地域住民の力を活用し、介助体制を組むことができる。

として、ひとつに違ったものに対する不安感や恐怖感、ふたつに社会の同質性を求めた結果としての排除感や排斥感であり、世間や職場や学校でごく当たり前に目にするのである。そして、「見慣れない、出会わない、知らない」（3ない）という差別感、福祉の発展を阻害することにもつながりかねない。排斥や蔑視、差別していることすら気づかぬまま、その認識を疑うこともなく、社会通念として一般化させてきたことが、問題の解決を遠ざけてきたのである。

まずは、障がい者の就労の実態やそれに関わる施設の活動などを、市民に知ってもらう。そのために市内授産製品・施設のカatalog、周知用パネルの作成を行い啓発しよう。そのようにして、障がい者理解のための活動・運動を進めていくことを再確認したのである。

【2015. 7. 30】 今後5か年を見据えて～第2回きずな推進委員会

この日の会議では、それぞれ始動したPTの状況報告や、これから福祉実践者向けに行われるアンケート調査についての協議を行った。

PTでの各協議事項についての報告は、委員全員真剣に耳を傾けていた。地域包括ケアPTにおける、地域の課題集約の結果において、介護予防サービスが地域に移行されることを念頭においた、これから地域に必要とされる仕組みが列挙され、その中には有償サービスとして実施する必要性が求められているものが記載されていた。



従来に登別において、有償サービスというものは聞きなじみがなく、抵抗感が生まれるものであると想定されたが、有償であることの必要性や金銭を循環させる意味合いであるとの説明を受け、おおむね納得していたようであった。今後5か年を見据えたうえでの事業展開は、一歩すすんだ地域福祉を行う上で必要不可欠なものである。総合事業の実施が平成29年度（2017年度）より開始される登別市においては、なおのこと重要である。常に先を見据えた活動は、いざ総合事業が実施された際の反動を和らげる意味合いもある。制度の変化に対して柔軟に対応できる地域となるよう、第3期きずな計画を策定していく必要が明確化された。

アンケート調査に係る部分については、8月中旬より行うアンケートの設問項目について事務局より説明後、各小学校区において内容協議を行った。協議後の校区ごとの報告については、設問文に関することや第3期きずな計画に反映させ、推進して行くうえでの懸案事項など非常に多岐に渡る意見が表れた。それらは全て、今後5か年のことを見据えたうえでの意見であり、委員の先を見据える視点に感嘆した。

地域を取り巻く現状は日々変化している状況にある。画一的な支援策は、管理するという視点においては有能であるが、実践していくという視点においては極めて不適合である。柔軟な支援策というものは、軸を構築することにより具体的な支援内容はそれぞれのやり方に合わせやすい特色を持つ。やり方を押し付けずに、地域の実情に合わせて展開する。地域福祉実践計画は、そのようなものでなくてはならない。それは、いかに制度や実情が変化しても確固たるものでなくてはならない。きずな計画は、その指針としての役割を持つものである。そして、きずな推進委員会は、登別が福祉のまちとなるための、大きな担い手である。

【2015.8.24】 支援の本質を問い直す～第3回障がい福祉PT会議

本会議では、地域包括ケアPTにおいて抽出された意見の確認と協議や、第3期きずな計画にPTとして盛り込む項目の検討を行った。

第2回の会議の際に議題として挙げた福祉学習の受け入れについて、欠席のため意思確認がされていなかった事業所においても可能であるとの回答があり、市内施設一丸となって実施できることが明確にされた。その背景には、「社会福祉法人制度の改革案」の概要の一つに「地域における公益的な取り組みを実施する責務（地域貢献）」があると考えられた。

全市的に求められる障がいの理解については、活発な意見交換が行われた。

高齢者への支援については、明日は我が身であることから我が身に置き換えて比較的思考やすく、また支援のノウハウも身近に見聞していることもあり参加しやすいという側面を持っている。

しかし、障がい者への支援については、信頼関係の構築や支援の方法やなど、個々に対応する難しさがある。障がいの区分や程度によっても個人差があり、個々の支援方法が異なることも要因の一つである。高齢者支援と共通しているは、本人の意思に沿った支援が必要であるという点にある。障がいの有無にかかわらず、自由意思を持って生きる一人の人間として、そこに存在するからである。

よって、自立とケアの現代的課題を見据えなければならない。「ケアを受けて生きるには、時にはプライドを捨て、時には頑固に意見を通さなければならない」（小山内美智子『あなたは私の手に慣れますか』）と、自身の意思とケアする人との「ケア」の自己バランスの重要性を指摘するが、ケアを受ける多くの障がい者や高齢者、そして闘病者が、プライドを捨てて生きることを余儀なくされている現実は否定できない。地域包括ケアが本格化する「ケア時代」に生きるということは、自分自身の意思表示や自己選択・自己決定にかかる問題をも包含していることに気づかなければ、されるがままの自己喪失の道をあてもなく歩き回ることになるだろう。

ケアの本質とは、いのちを持つひとりの人間存在として、その個人が健康な生活を維持していくのに「必要な条件を整えていく」ことにある。よって、目指すべきケアの目的は、その人の持てる力や残された力に働きかけ、その生きようとする意思や生命力・生活力を引き出すことで、「自身の健康と、自己実現をめざす自立した生き方の具現化」を促すことにある。しかし、決して完全な自立を求めるものではない。人は否応なく人と関わって生きる社会的動物である。そこに助け合い・支え合いがなければ生きていけないのである。地域包括ケアの時代を迎え、福祉ケアと医療ケアが複合的に機能する環境条件を構築しなければならないとすれば、今後その方策を思案する必要性をますます感じたところである。

もう一つ、議論がされたのは、障がい当事者の意見を計画に反映させる方法についてである。実施を予定している市内各施設・事業所等へのアンケート調査は、直接当事者に聞くものではないが、当事者の主張を汲み取りながら、関係者に回答を求めていきたい。

現在、「登別市障害者地域自立支援協議会*⁵⁷」が発足しており、障がい者・児それぞれに特化した部会も設置されている状況にある。協議会には、当事者も参画しているため、そこから当事者のニーズを受け止めることにより、計画にも反映させることは可能ではないか。

「当事者の声を聴くということが、支援の基本である。障がいの程度が重くても、意思表示は可能である。」というのではないがしるにしてはならないメンバーの意見である。まさに支援の本質をつくものであるとともに、当事者を支える家族の意見にも真摯に傾聴したい。

最後に、これまで本PTにおいて検討されてきた市内授産製品・施設のカatalog（きずなブック）、そして展示用パネルが完成したことを報告した。メンバー全員が、その出来栄えに目を見張った。1週間後に迫ったふれあいフェスティバルが、初のお披露目となる。

障がい者の就労支援の取り組みは、社協としても端緒を開いたところであり、まさに、これからである。

【2015.10.21】

反省の上に新たな計画を～第1回計画評価・指針作成PT会議

8月に実施した地域における福祉実践者を対象としてアンケート調査の集計も終わり、分析に取りかかる中において、第1回の計画評価・指針作成PT会議が事務局を含め6名の参集をもって開かれた。この会議は、PTに対し、はじめてアンケート調査の集計結果を公表する場であり、事務局としても委員がどのような反応を表すのか興味のあるところであった。

本PTの大きな役割が、第2期・第3期きずな計画の評価指針の作成及び各種事業の助成金の見直しである。評価については、PTにおいて評価をするのではなく、あくまでも評価の仕組みを検討し、きずな推進委員会に提案することを目的としている。

会議は、リーダーを中心として活発な議論が展開された。アンケート調査の集計結果については、町内会、民生委員・児童委員、市民として各々の立場から多くの意見が交わされた。それらを踏まえたうえで、きずなアンケートPTと協議しながらまとめていくことで合意を得た。



アンケート調査の回答内容としては、調査目的を包含できる回答が多く寄せられており、第3期きずな計画において実践者の声を大いに反映できるものになると予感させた。

また、これから想定される新たな支え合いづくりに関しては、従来の町内会の組織体制では活動に限界があり、社協や関係機関がバックアップ出来る仕組みづくりが必要であるとの分析結果が示されている。この結果に委員は、これからの計画策定には現実をしっかり踏まえて考えなければならないことを痛感したのである。

計画評価については、評価委員会を設置し全市計画の評価にとりかかることを提案した。この評価委員会は、社協理事及びきずな推進委員の計5名で構成されるものであり、この評価委員会において評価されたのち、社協理事会・評議員会において協議・承認することとして合意した。

* 57 保健・医療・福祉・教育等の様々な分野の視点から、障がい児・者やその家族が抱える問題の協議・検討を行う組織である。課題の整理や解決に向けた具体的検討のため、「おとな部会」「子ども部会」を設置し協議を行っている。

校区きずな計画については、全校区統一した指標を基に各校区にて評価することとなった。この指標の設定は、今後のPTにおいて定めることとなり、そのためには今一度計画内容を吟味する必要がある。

それはすなわち、PTメンバー及び事務局も再度計画のあり方や根幹を確かめる機会となり、その評価に関わる情報を地域住民に広く伝えることにより、「きずな計画」の社会的価値とその有効性を強く発信することになるのではないだろうか。

助成金のあり方については、既存の助成金の見直しを行い、財源をつくることを検討する必要性が提案された。今後きずな計画に沿って事業を推進していく上で、赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金などの財源が限られている状況においては、新たな助成の仕組みのあり方や適正配分を行うことが必要不可欠である。登別市は他市町村と比較しても、共同募金の目標額は概ね維持しており、極端な変動は見られない。しかし、現状に甘んじることなく、より充実した地域福祉を推進するためには、新しい財源確保の仕組みづくりが必要であるということも含めて今後の検討課題とした。

福祉実践者向けアンケートの集計も終了し、計画策定も本格化してきたと言えるこの時期、いかにして地域住民の意見を取り入れ、反映させていくかは、きずな推進委員会に課せられた責務である。今後定期的に開催予定のPT及びきずな推進委員会において、忌憚のない意見交換を望みたい。それがこれからの「市民推進力」を確認する場と機会となるからである。

【2015. 10. 23】 「誰もが安心して暮らせるのぼりべつ」を目指して ～第3回地域包括ケアPT会議

福祉実践者向けのアンケートが終了し、福祉事業所向けアンケートの構成・立案にとりかかる中、本会議を8名の参集のもと開催した。

本会議の議題としては、福祉実践者向けアンケートの集計結果の報告、PTとしての第3期きずな計画への提案概要について、そして福祉事業所向けアンケートの内容について、以上3点の事項であった。過日の計画評価・指針作成PTでのアンケート結果報告は、あくまでも地域住民への報告であり、専門職に対しての報告は今回がはじめてであり、新たな視点からの切り口が期待される場所であった。

実際の会議内容としては、アンケート結果については、おおむね理解の得られた反応であり、結果を踏まえた提案概要に比重が置かれることとなった。議論は本PTで活用されている課題抽出シートを中心に展開され、登別の実情を踏まえた内容は事務局としても参考となる部分が大いにあった。

新たな生活支援サービスについては、やはり白熱した議論となり、有償サービスの必要性・実用性が浮き彫りとなった。現状としても安くはない福祉有償運送について、採算がとれず撤退する事業者が増える中、その需要は高まる一方である。社協としても、半民半官の特性を活かし、あくまでも手薄になった部分を補えるサービス展開を推進していかなければならない。サービス利用者にとって、利用できるサービスの幅が広がることは安心感につながり、その後の生活意欲にもつながっていくものである。きずなが目指す「誰もが安心して暮らせる福祉のまち」は、こうした一つひとつの積み重ねにより構築されるものである。

アンケート調査結果において、社協に求められていると明確化された人材育成については、やはり研修会の充実が必要であるとの結論に達した。単なる座学によるものではなく、実用的なシミュレーションを交えた体験的な研修を行うことにより、実際の行動につながることを再認識した。これは、見守り・声掛けにはじまる日頃の地域福祉活動にも置き換えることができ、単なる働きかけではなく、具体的な内容（どのような声掛けが必要なのか等）を知らせることにより、動きやすくなるのではないだろうか。計画策定にかかる会議ではあるが、普段の業務にも反映できる協議内容であった。

福祉事業所向けアンケートの内容については、本会議において骨子が固まることはなく、事務局より起案し、委員に確認を得ることとして合意を得た。委員も各種専門職として、内容については興味深い様であり、また慎重であった。実践者とは違う視点からの意見や結果が導き出されるよう、事務局としてもじっくりと検討していく必要性を真摯に受け止めたところであった。

【2015. 10. 30】 新たな支え合いのために～第3回きずな推進委員会

各PTの進捗状況の報告及び校区きずな計画策定に必要な不可欠な住民座談会の内容について協議することを目的に、委員58名の参集のもと、しんた21多目的ホールで開かれた。

アンケート調査結果については、会議時間を割いて説明を行った。単純集計の結果及び設問を掛け合わせてよりの確に意向やその傾向を把握するクロス分析の報告は、委員全員が熱心に耳を傾けていた。今後地域に必要とされる住民主体の福祉活動を地域のみで行うには限界があることは明らかであり、アンケート調査の結果を根拠にした新しい仕組みづくりの重要性とその社会的欲求がつまびらかにされたことに、参加した委員も不安とともに実情を理解した様子であった。

その後の住民座談会開催についての事前協議は、各校区別に話し合われた。今回の住民座談会においては、協議すべき2つの重点項目を設定し、それを基にグループワークを実施することとなり、本会議では項目の選定を行った。校区それぞれでの福祉課題は異なり、その問題背景も様々であるが、いくつかの校区においては、小地域ネットワーク活動の推進を掲げており、全市展開を図ろうという気概を感じ取ることもできた。

住民座談会は、地域住民の意見を聞く場としての役割もあるが、きずな推進委員会での意図や方針を地域住民に伝える重要な場でもある。そのためには、きずな推進委員が1つの方向性に向かって進んでいるという一体感を示す必要がある。本会議でいくつかの校区において同じ項目を重点として掲げるということは、一体感の裏付けであるとも言える。

11月中旬から始まる住民座談会においても、快活な意見が飛び交うことを期待したい。

本会議において示された新しい仕組みづくりとして注目されたのは、「有償サービス」である。登別市では、その考え方やそのサービスの内容について、これまであまり浸透していないものである。現在既存のNPO法人等が実施している有償サービスは、会員登録され



た人にしか利用できないものである。

無償サービスが常態化している地域においては、有償サービスには心理的な抵抗や拒絶感が強くあると想像される。しかし、計画策定の中で明記されていくことになれば、適切で丁寧な説明と理解を得ていくことが必要となり、時間をかけながら広く地域に浸透させていかなければならない。浸透することにより、利用者と活動者の対等な関係性を築くことができるのではないだろうか。

新たな仕組みを構築する一方で、これまで取り組んできた活動を継続させていくことも重要である。各事業で築かれた「きずな」をさらに広げることにより、より確かに人と人がつながる「福祉でまちづくり」をめざすことができる。「きずな」として推進する各事業への取り組みを、1つの地域で全て実施することは困難である。しかし、1つ1つを着実に取り組んで実績を積み上げていくことにより、将来的に包括的な活動へと展開されるのではない。「その地域で、まずはできることから」を焦ることなく丁寧に推進していく必要を認識した会議となった。

【2015.12.17】 胸突き八丁にさしかかる～第4回きずな推進委員会

本会議を市民会館にて、65名の参集をもって開催した。

山田委員長の開会挨拶に始まり、最初に事務局から住民座談会について経過説明を行った。これまでに6校区が終わっている。それぞれの様子について報告された。

その後、きずな答申書の構成の骨子について説明があった。序章の檄文は『小さな幸せを希望に変えるわたしのまち登別』と題して、市民のこれからの暮らしが、いかにあるべきかを展望した。その前提こそ、「私が行動（うご）く」ことである。「地域で生きる 地域に生きる 地域が生きる」ために、「わたし」が「わたしたち」とともに福祉でまちづくりを進める一人として、いかにこのきずなに参画していくのかを問いかけたものである。これが、第3期きずな計画の方向性を決定づけるものとなることを予感させた。

章立ての提案が終わって質問を受ける。そこで介護保険制度の改正により、要支援の介護保険適用のサービスが、地域住民やボランティアに「移行される」ことに疑問を呈した委員の質問があり、それを担うのは難しいと指摘する。特に医療機関への送迎といった問題は、市民サイドで解決できるものではない。このきずな計画の中に具体的に示してほしいという要望となった。事務局はアンケートでも必要性が高く示されている案件であり、そのような問題について社協内部でも検討を重ねているところであることと、それを解決する方策をこのきずなで提案し、市民と共にまず動いていくことで、行政への働きかけをしていきたいと理解を求めた。



きずな大使の鳥居一頼氏からは、「移行される」ことになったその背景について説明があり、国民が求めていることをそのまま受け取ることはできない。穿った見方だがと断りを入れながら、的確に政策の趣旨と、日本の現状と将来の危惧を次のように訴えた。

住み慣れた家で 地域で
できるだけ 医者にかからず
健康づくりに 精出して
介護保険料は しっかり払い
介護保険の利用は ほどほどに
世間に 迷惑かけず暮らさない
できれば、世間のお手伝いで こころのケアをしてください
だから どんどんボランティアしあいましょう！
そうして もしもの時の「助け合い支えあい保険」を
お互いにかけるのです
地域で できるだけ 元気にくらすことが 「お国」のため
それこそ「滅私奉公」奉仕の精神です
最期は 病院ではなく 「おうち」でどうぞ！

厳しい暮らしが求められる時代である。それをただ黙って受け入れるのではなく、それらの現実的な課題としっかり向き合い生きなければならない。だからこそ「一抹の希望」を見出すための計画づくりを、市民の手で為さねばならないのである。市は改訂された要支援サービスを平成29年度（2017年度）から実施する方向であり、この計画は平成28年度（2016年度）からであるから、1年先に実践することで市にその実情を訴え、より実情に沿った効果的なサービスの実施を求めることが出来る。市が現在策定している「地域福祉計画」の中で、方策としてどれだけ具体的に提示されるか、協働性の真のあり方を問う1年ともなるであろう。

今日の重要な話し合いは、「第3期校区きずな計画づくり」である。日程的には2月末までにまとめなければならない。10月のきずな推進委員会では住民座談会の協議題を2つ選択したが、それを住民座談会にかけながら、さらに5か年計画として具体的な項目を出さねばならないのである。第2期きずな計画では20前後の事業項目を出したが、実行していく上でどうであったのか、煩雑になってしまったのではないかという懸念がある。今回は前回の事業項目を確認しながら、次の5か年をどうするのか考えることが必須となり、できれば盛り込みすぎないよう項目を精査することが必要であると、提案があった。

さっそく各校区で話し合いが始まった。地域の事情を含め話題は多岐に渡った。今日は取りまとめよりも、本格的討議のための話題づくりでもあった。ある校区は有償サービスについても論議され、いま困っている状況もあるが、これから困ってくる人たちがそのサービスを受け入れる環境作りが必要となることから、「利用チケット」を作ってはどうかというアイデアも生まれた。

今日のきずな推進委員会は、予定時刻の10分前に終了する。これは過去になかったことである。それは、結論を急いだのではなく、課題を明らかにして次に進むための整理をした結果であった。次回2月のきずな推進委員会には、答申書の序章草案と第3期全市きずな計画案を提示しなければならない。また、第3期校区きずな計画づくりもそれぞれの校区で推し進めなければならない。5年に1度の胸突き八丁にさしかかってきた。そう自覚したきずな推進委員会となった。

【2015.12.29】 支援の道はつづいていく～第4回障がい福祉PT会議

この1年、障がい者の就労に関わる協議を行ってきたが、今日の会議はその締めくくりとして、総括及び今後に向けた検討を行うこととなった。

これまでの会議において抽出された課題や協議された課題は、PTの総意として取りまとめ、第3期きずな計画に反映させることとした。

また、「障がい者が地域で暮らしていくためには」については、これまでと違う切り口からの協議を行った。

現在社協で推進している「きずな安心キット」を用いた小地域ネットワーク活動は、対象を高齢者のみならず障がい者も含むものであるが、高齢者を対象とした活動が主となっている実態が指摘された。その要因として、見守りたいがその方法がわからないという市民の戸惑いや、障がい者も対象であることの周知を強化する必要性が指摘された。

平成28年度（2016年度）より、市において障がい者を支えるサポーターの養成講座を予定されているが、地域における支援者の育成と障がい者理解につながる取り組みとして期待したい。

マスメディアで、高齢社会問題として独居や老夫婦世帯がクローズアップされているが、それは一般の関心度も高く取り上げやすい福祉の話題でもある。しかし、障がい者問題は、事件が起こらないと、メディア



もなかなか社会問題として取り上げることはなかった。そういった風潮が、障がい者理解を妨げ、今日まで地域での障がい者支援がなおざりにされてきたことは否定できない。きずな計画が目指すのは、高齢者や障がい者に限らず、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりである。理解を促すには、見える形での活動が必要不可欠である。

そこで、PTの集大成として、授産製品の即売会をショッピングセンターの空きスペースを活用し実施しようと提案された。そこにはものだけではなく、働く障がい者の姿もある。しかし、実施するにはいくつもの壁を乗り越えなければならない。会場使用料や集客の問題など様々である。その中で「問題はあるが、市民の皆さんに知ってもらうことを一番大事にしなければならない。」というメンバーの意見は、障がい者支援の原点に立ち返るものであった。

このPTでは、昨夏授産製品のパネルやカタログの製作と展示・配布など、目に見える形での事業成果を挙げることができた。地域福祉はやもすると目に見えにくいと言われがちであるが、この成果は大きな意味を持つ。ましてや、これまで地域福祉は高齢者福祉が大きく取り上げられ、その風潮に隠れるようにしていた障がい者福祉に対して、か細いながらもはっきりとした光が差し込む結果ともなったのである。もちろん課題は山積している。その全てをもらすことなく検討できたわけではない。しかし、きずな推進委員会として障がい者に焦点をあてた協議は、これまで意図せずともされてこなかったことを省みて、このPTは、その道を整備したのではないだろうか。

第3期きずな計画の策定に関わるPTとしての会議は、今回で終了となる。しかし、障がい者支援を論議し、事業化する協議体としての活動は、これからも続いていく。続けなければならない社会的責務を負う重要なPTとして、市民が育っていったのである。

【2015.11.17～2016.1.29】 1, 078のおもい～住民座談会の記録

全市として取り組む重点項目及び校区きずな推進委員会において独自に設定した重点項目について、地域住民から直接意見を聴くために、市内8小学校区において住民座談会を開催した。

全校区共通して、「きずなの概要」「市の人口統計データを基にした各小学校区の特徴」「8月に行われた福祉実践者向けアンケート調査の結果報告」「第3期きずな計画の提案」「校区きずな計画策定のためにワークショップ」を内容とした座談会である。地域住民に対して、全市計画や校区計画の方向性等を、初めて示す機会となる。



全市計画での重点項目とは、「新たな生活支援」「日頃からの声かけ・見守り」「居場所・つながりづくり」である。これらは、8月に行われた福祉実践者向けのアンケート調査において、多くの人が必要だと声を挙げた項目であった。

それらをより具現化してきずな計画に反映させるために、今回の住民座談会ではKJ法^{*58}という手法を用いたグループワークにおいて意見の抽出を行った。重点項目について、「自分たちが（で）出来ること」を参加者が、各々ポストイットに記入して模造紙に張り出す。



事務局の心配をよそに、次々と意見が張り出され、活発なグループワークを展開した。

11月17日、若草小学校区が、トップバッターとして先陣をきった。「防災対策」「高齢者支援」を校区の重点項目としていた。防災対策を位置づけた理由として、過去に校区の一部地域において土砂災害が発生したという背景がある。身近なテーマ設定の効果もあり、非常に幅広い意見が出された。

次に開催されたのが、鷺別小学校区である。「気軽に立ち寄れる地域の拠点づくり」「住民主体の買い物支援サービスの展開」という校区重点項目の設定は、他校区を見渡しても具体的である。第2期校区きずな計画の項目については、ほぼすべて網羅されているとの評価のもと、さらに先に進んだ校区を目指したいという委員の気概でもあった。その熱意が伝わったのか、当日はNHKの取材も入り、朝のニュースでその様子が道内に放映されることとなった。（12月4日「おはよう日本・ローカルニュース」で放映される）

ワークショップは熱気を帯び、2時間はあまりにも短く感じた。

師走に入り気ぜわしさのなか、登別小学校区で開催された。これまでの座談会では、地域住民のほかの参加者は、地域包括支援センターの職員が主であったが、登別では初めて青年会、市議、そして学校関係者の参加も得られた。「生活環境の整備」「人材育成」を

*58 文化人類学者の川喜田二郎（東京工業大学名誉教授）がデータをまとめるために考案した手法である。KJは考案者のイニシャルにちなむ。データをカードに記述し、カードをグループごとにまとめて図解し、論文等にまとめていくものである。

校区の重点項目とした話し合いは、それぞれの立場から様々な意見を聴くことができた。

幌別小学校区では、委員の強いおもいがより濃く表れた。学校関係者・PTAなど幅広く参加して欲しいとの希望から時間設定に苦慮したが、日中開催として行った。そのおもいに応えてか、学校長の参加もあった。「向こう三軒両隣」（自分の家の向かい側の家三軒と左右二軒の隣保、日常親しく交際する近隣。隣保制度の単位ともなった）をキーワードとした「高齢者・障がい者等の声かけ・見守り」「防犯・防災活動」を校区重点項目に設けた。聞き馴染みのある「向こう三軒両隣」という言葉を大切にすることにより、子どもや高齢者などといった福祉対象に縛られることなく、多くの意見が出るのではないかという発想からであったが、時間内にまとめられず継続協議となった。

住民座談会の案内を全戸に配布した幌別東小学校区では、「きずな安心キット配布後の見守り体制の強化」「地域の居場所の活用」という、すでに行っている活動を、さらに強化したいというおもいが表れた校区重点項目となった。全戸配布の効果もあつてか、町内会役員だけではなく、一般住民の参加も得られた。



年が明け開催された幌別西小学校区では、「認知症高齢者・独居高齢者の声かけ」「世代間交流」といった各年代に関わる協議が行われた。「町内会の垣根を越えた取り組みが必要である」といった意見は、町内の高齢化・人口減を見据えた意見であり、校区全体として取り組まなければならないというおもいの表れであった。

3ヶ月にわたり開催した住民座談会も、青葉小学校区が最後となった。「子育て及び高齢者福祉対策の推進」「防犯防災対策で安心安全な生活環境づくり」という具体的な校区重点項目で、話し合いが展開された。グループワークでは、意見が活発に出され、なかなか止まらない。見えている方向性が、明確だからである。会場いっぱいの参加者からは、熱い気持ちが伝わってきた。

住民座談会が終了し、これからはここに集まった1,078もの意見を汲み取る作業となる。延べ参加者277名は、第3期きずな計画策定に関わった貴重な人材でもある。彼らの希望に応えなければならない。



【2016.1.28】

評価なくして次は生まれない～第2回計画評価・指針作成PT会議

この会議では、今後新たに取り組む必要性のある生活支援サービスの提案や財源確保の考え方、きずな計画の評価指針について検討が行われた。今回の会議をもって終了となり、きずな推進委員会に提案していくこととなる。

新たな生活支援サービスとは、鍵の預かり、移動支援、家事援助、共食活動である。アンケート調査の結果から、すでに取り組みられている地域もあることがわかったが、活動の負担が大きいことや事故等の補償の問題など、地域内だけで実施するには限界も見えている。社協としては、制度の狭間を埋めるサービスとして考えなければならないものである。アンケート調査等により地域のニーズが明確にされた以上、検討することは、社協にとっての責務である。

新たな生活支援サービスを提案した背景には、独り身である、近隣に身寄りがいない、公的サービスが使えないなどといった、単独的・複合的な生活問題を抱えながら地域で暮らしている方々の切実な実情がある。

事業化した場合、地域住民はもちろん、関係機関や団体、専門職の介在が必要とされる。地域住民だけでは難しい活動のサポート、それらの仲介やコーディネートをするのが、社協である。



次に課題として挙げられるのは、やはり財源の問題である。全国的に「共同募金」の額が減少傾向にあるなか、登別は地域住民の理解と協力により、横ばいもしくは微増傾向にある。しかし、大幅な募金額の増加は見込めない。

限りある財源でいかに事業を推進していくかが、大きな論点である。総合事業の実施に伴う公的財源の配分も視野に入れつつ、他事業に共同募金の財源を分配することになるであろう。それに伴い事業個々の助成金の見直し等も行うこととなる。

市民には、きずな計画を通して新たなサービスの必要性を説明し、募金への理解と協力をお願いする他はない。募金への関心を図るのも、福祉教育である。

評価指針については、各項目に共通なレーダーチャート^{*59}を用いての評価を行うこととして、大筋合意した。これまで、統一された評価指針がなく、委員も事務局も手探りのなか評価を進めてきた経過があった。レーダーチャートを用いることにより、統一された評価指針を設けると同時に、評価を目に見える形として表すことで、今後の活動に活かしやすくなるとの判断であった。

「評価なくして次は生まれない。」いつかの委員の言葉を思い出した。このことにより、第3期きずな計画の推進という、次にステージに向かって進むことを確認して、会議を終えた。

*59 複数の項目の大きさを一見して比較することのできるグラフである。主にそれらの項目を属性としてもつ事柄の特徴などを比較するために用いる。各項目の軸は、中心から正多角形上に配置される。

【2016.2.5】 今後の礎を築く～第1回きずなアンケートPT会議

2種類のアンケートも終了し、結果を第3期きずな計画に反映させるために、本会議を開いた。メンバー全員の出席を得た。

まず1月に行った福祉事業所向けアンケート調査の結果を、事務局より報告する。市内77事業所に発送したところ、41の事業所からの回答を得た。回収率は53.2%であった。このアンケートの目的は、事業所の生活支援サービスの現状を把握することと、事業者が考えるこれからの地域福祉活動、その上で社協に求めること、そして今後求められる地域貢献活動の取り組みの可能性について、それらを明らかにすることであった。

今後の生活支援サービスや鍵の預かりなど、具体的な内容が明らかにされた。また、事業所と地域関係者をつなぐ仕組みづくりの必要性を、65.9%の事業所が求めていることは、地域貢献活動を今後展開する上で、必要不可欠な事案であると認識しているものと考えられた。

福祉実践者向けアンケート調査、事業所向けアンケート調査ともに、家事援助や移動支援サービスが必要だという結果が出ているため、今後の展開について考えていく必要があるのではないかと。また、サービスの有償制の議論は、一般の市民が福祉関係のボランティアに参加しても、有償・無償の判断は難しいので、丁寧に説明をしていく必要があるのではないかと。

一方、1月という実施時期であったこともあり、校区きずな計画に反映させることは難しいのではないかと意見もあったが、その実、多くの協力を得たアンケートであるからこそ、ぜひとも計画に反映して進めていきたいとの強いおもいからの発言であった。

当初の予定時期からずれこんだこともあり、分析も急務であったが、全市計画の策定において、福祉事業所のおもいも込めて反映していくことを、事務局は約束した。

貴重な意見の詰まった2つのアンケート調査であるから、分析結果を市民に広く知らせることが必要である。答申の中に詳細に記載することは難しいため、別冊で編集するよう検討してはどうかという委員の意見は、事務局としても同意見であった。

アンケート調査で抽出された意見のすべてを計画に反映させることは、難しい作業である。一朝一夕で取り組み体制が整うほど、地域の課題やニーズは簡単ではないことを示している。複雑な課題には、様々なアプローチが想定され、どれが最も適切であるかどうかは、ときには実践してはじめて見えてくる成果であり、失敗もある。

アンケート調査は集計して終わりではなく、分析を通してそこに見出される背景や意識の傾向、それらを束ねながらさらに課題や問題を明確にしていく。その過程を通して、意味ある発信ができるのである。

その意味では、第3期きずな計画を次年度より実践していくうえで、これらのアンケート調査やPTの働きは、有益なものとなった。取り組みの基盤をつくることは、最も重要なことである。本PTは、その役割を十分果たした。PTとしては、本会議をもって解散となるが、市民が積み重ねた礎は、今後も継続され大きな市民力となることを確信した会議となった。

【2016.2.8】

専門職協議体として今後も継続を～第4回地域包括ケアPT会議

1月に行った福祉事業所向けアンケートの報告、新たな生活支援サービスの提案、そしてPTとしての第3期きずな計画に提案する最終意見の取りまとめを行うため、開かれた。第3期きずな計画策定の中核を担ったPTも、今回を持ってすべて終了となる。

アンケートの報告については、先に行われたきずなアンケートPTと同様の報告となったが、専門職が集まったPTでは、単純集計のみでも多様な捉え方ができた。回答の傾向から、今事業所が求めていること、現状において可能なことなど、さらには今後の支援の方向性が見えてくるのである。

事業所におけるサービスの展開は、非営利というわけにはいかない。採算をとるために利用料金の高騰が続いている状況にある。制度の狭間を埋めるサービスの展開は、必要であるが、それが他事業所との価格競争するものであってはならない。共存の道を模索するのが必然である。

「事業所と事業所、それに関わる専門職との情報交換の場を設けることにより、協議が可能になる」との委員の意見は、今後のあり方を見据えたものであった。

新たな生活支援サービスにおける事務局からの提案は、委員としても興味深い様子であった。特に、「鍵の預かりサービス」については、事業所向けアンケートにおいて2事業所が可能であるとの回答があり、実現への期待を抱かせた。

また、「ふれあい・いきいきサロン」の今後の展開についての提案は、市内のサロンを類型化したなかで行われた。現行のサロンの効果を活かし継続しながら、介護予防の機能をいかに補填していくかがカギとなる。早急に結論の出る問題ではないことから、継続的に審議するためにも、協議体としてPTを残していくことが、委員の総意となった。

委員会における最後の協議内容の意見の取りまとめは、これまで何度も協議してきた事案であり、確認程度にとどまった。それは、これまで綿密に審議されてきた事案であり、第3期きずな計画におけるPTとしての役割は果たされたということに尽きる。

PTの存続について、協議体としての機能は今後も残されていくであろう。ましてや、専門職が集まるPTは、今後の「地域包括ケア」の展開いかんによって、さらにその重要性を増す。まだ道半ばである。

【2016.2.12】 91の指針をきずなに紡ぐ～第3回正副委員長会議

寒暖差の激しい2月、第3期きずな計画策定の中核を担う正副委員長会議を、正副委員長10名、事務局8名の参集をもって開催した。会場となったしんた21小会議室は、参集人数の多さからかいつもより狭く感じる。その分熱気も伝わるようである。本会議の大きな目的は、全市きずな計画の承認を得ることであった。

これまで開催された4つのPTの報告にはじまり、PTの意見も反映させた全市きずな計画案をはじめて提示した。全91項目からなる事業計画案を、全員が真剣に読み込んでいた。

第2期きずな計画と大きく様変わりした点は、新しく取り組む「地域包括ケアシステムの構築」という項目である。これまでの各種会議において提案してきた鍵の預かりや移動支援等が含まれる。その取り組みの数は、想像を超えていたようであり、驚きの声が挙が

っていた。地域のニーズは、正副委員長も重々把握しており、その必要性の是非について納得のうえ承認を得た。

内容については、おおむね了承を得た。ただ、懸念されたのは、果たして91もの事業を5か年で実践することができるのかという点である。もちろんこれまでのきずな活動で実践されてきた継続事業も含んだ91であり、新規事業として挙げた項目は28項目である。なかには実績も何もない、検証を含めたモデル事業の取り組みもある。



また、高齢者支援の項目に対し、子どもに関する項目が少ないのではないかとの意見もあった。これまでのきずな計画の内容として、やはり高齢者支援が重点

とされていたのは否定できない。もちろん、ふれあい・子育てサロンやファミリーサポートセンター等、子育てに関する取り組みも継続的に行われている、高齢者支援に比べて陰に隠れてしまっている印象はぬぐえない。今後の社会的情勢によっては、子育て支援の比重も全国的に増してくる可能性もある。きずな計画は、民間の地域福祉実践計画であるがゆえに、柔軟に対処できなければならない。法制度の改正はもちろん、登別における新たな福祉課題が顕在化したときにこそ、きずなの力が発揮される。ニーズに応じた新しい取り組みを、追加することや、既存の事業を拡大していくことが、了承される。

91は確かに大きな数ではあるが、地域のニーズが、アンケート調査やPTにおいて明らかにされた今、地域福祉活動に直接かかわるきずな計画に、明記しないわけにはいかない。社会福祉制度や社会基盤が大きく変わろうとしている渦中で、ともにきずなを支え「福祉でまちづくり」を実践してきた市民の願いを見過ごしてはならない。

2月17日きずな推進委員会に諮り、計画の最終確定を行うこととなる。91もの事業のどれかをないがしろにすることは、絶対あってはならない。すぐに実践にうつる事業は精力的に取り組みたい。しかし、実現に向けてしっかりと市民と共に検討しなければならない事業もある。5年をかけて着実に歩むことが重要なのである。91の事業は、今後5か年の地域福祉の指針となった。承認を得たことで、きずな計画策定は、大詰めを迎える。

【2016.2.17】 全市計画を了承される～第5回きずな推進委員会

しんた21の多目的ホールには、65名が参集した。

はじめに、3か月にわたって実施された住民座談会の報告がなされた。住民座談会で出された意見総数は1,078件。そのうち332件が生活支援サービスであり、関心が高かった。声かけや、見守りなど、小地域ネットワーク活動も日常的な活動として取り組まれていることもあり、262件と関心が高かった。

住民座談会で挙げた主な意見は、向こう三軒両隣を大事にしたい、買い物や移動の支援が必要だ、居場所や食事会、交流会を数多く設けたい、障がい者に対する支援や声かけも大切、子どもとのつながり（挨拶や世代間交流など）などであった。

続いて、4つのPTからの報告がなされた。

地域包括ケアPTの田中秀治リーダーからは、自らパワーポイントを作成し、経過や課題など楽しく分かりやすい報告がなされた。

主に、①買い物支援・鍵の預かりの実施を検討、②生活支援サービスの実施については、有償サービスやモデル事業としての実施を検討、③有償サービスを構築する際には、低所得者への負担軽減を考慮する、④住民の活動しやすい環境を研究する、⑤福祉専門職や福祉事業所、医療関係者などと連携した地域支援の体制を整備する、など重要な提案がなされ、計画にも反映されていったのである。



障がい福祉PTは、安達陽子リーダーが欠席のため、事務局が代わりに報告をした。主な提案は、①障がい者の理解を深めるということで、授産製品の販売・PRなどは、すでにパンフレットやポスターを夏に作成しており、2月15日にはアークで販売が行われたという報告もされた。福祉教育の充実も重要である。②人材の養成、③制度の隙間を埋める通院介助や移送（福祉有償運送）の実施についての検討、④介護者支援の検討、⑤障がい者の就労・社会参加等の充実などである。

きずなアンケートPTは、瀧川正義リーダーから、すでにアンケート調査の結果の分析を終えて、住民座談会で報告済みであることと、1月に福祉事業所等を対象とした調査の結果の分析を終えて、全市きずな計画に反映したことが報告された。さらに、貴重なアンケート調査を広く市民に伝えるために、別冊で報告書を編集する旨の報告があった。また、アンケートを作り込む作業の様子なども、詳しく紹介された。

計画評価・指針作成PTは、田淵純勝リーダーから報告された。特に財源に関連するところでは、地域福祉事業における各種助成金の見直しや、新たな生活支援サービスの財源確保に向けて、いくつかのポイントが示された。①現状の会費、共同募金の財源維持に努めること、②限られた財源の中で、事業費分配の適正化により、新たな生活支援サービスの財源を確保すること、③特に、地域福祉事業における助成事業（2次配分）の見直しを行うこと、④将来的には総合事業（介護保険）の財源の活用についての調整が考えられること、また、校区きずな計画の評価指標についても、「調べる、知る、つながる、伝える、高める」という5つの評価視点を提示した。今後具体的にどのようにしていくのかを例を挙げながら周知しなければならない。第2期・第3期きずな計画の評価については、そのポイントを提示した。①「第1期きずな計画進捗管理（評価）書」を基本に、第2期、第3期の全市きずな計画の評価指針とする、②評価基準は全校区統一とするが、校区きずな推進委員会が自己評価できる仕組みとし、全市きずな計画の評価は、評価委員会（社協理事3名、きずな推進委員2名）を設置し評価する、③第2期きずな計画（全市、校区）の評価は、第2期きずな計画が終了した後の5月中までに行う、④第3期きずな計画（全市、校区）の評価は毎年度行えるように準備する、⑤第2期校区きずな計画の評価は、総合評価（1つ）とし、第3期校区きずな計画の評価は項目毎に行う、この5点である。

次に、山田委員長より「第3期きずな計画について」次のような考え方が伝えられた。①きずなの活動を地域でさらに広めるため、校区きずな推進委員会の活動をさらに強化する。

②住民同士で支え合う地域づくりには、小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロンの推進をさらに強化する。

③新たな生活課題として見えた生活支援サービスを実施するには、地域住民だけの対応は難しいため、社会福祉法人をはじめとする関係機関との連携強化を図り、その仕組みづくりを進める。

④それらの実現のために、きずな推進委員会の皆さんと共に進めていきましょう。

委員長からの第3期にかける、「決意声明」でもあった。

続いて、全市きずな計画が、2月12日の正副委員長会議で承認されたことが報告された。基本目標「ひとりの幸せを希望に紡ぐきずなでまちづくり」が紹介され、きずなの意義と特徴、基本理念、そして事業数91に及ぶ全市きずな計画が説明された。

校区きずな計画を協議する前に、きずな大使の鳥居一頼氏より、「市民協働参画のあり方として、新たな登別モデルが形成された。この実践モデルこそが、これからの日本の地域福祉のあり方を示唆する。それだけの仕事を10年もの間繰り返ししてきたことを自覚し、その責務を市民一人ひとりが自信と勇気を持って、希望を紡ぐきずなでまちづくりをめざしてほしい」とエールが贈られ、それぞれの校区ごとに協議が行われた。

【2016.3.4】第3期きずな計画答申書の全貌が明らかに ～第6回きずな推進委員会

60名近い委員が参集した会議は、第3期きずな計画について、答申書の序章から第3章までの概要について事務局より説明があり、了承された。

続いて、各校区計画について、各校区リーダーもしくは校区委員から説明がなされた。地域に密着した事業計画は、第2期きずな計画で初めて取り組んだ事業計画に比べて、スリム化されたことで重点が明確にされており、その意義は大きい。地域の福祉力を分散させることなく、課題に取り組みことができるようになった。

また、その事業内容も、校区共通の項目以外に、きずなの基本目標2の「きずなを護り強める」ところに、13もの項目が並び、主体的に地域問題を解決する活動の取り組みが意識化され、防災や向こう三軒両隣といったご近所力の育成が取り上げられていた。

続いて、鳥居一頼きずな大使より、最近の福祉を取り巻く情勢について紹介された。

特に、2月に介護保険法の見直しに向けた社会保障審議会の議論が始まったということ強調した。次年度の法改正をめざし、今度は「要介護度の低い人」を対象としたサービスの縮小を図るといっているのである。第3期きずな計画の実践中に、制度の改悪が起これ、「介護難民」が生まれる情勢にいかにか立ち向かうのか、さらなる課題に取り組む体制づくりにも事前に対策が講じられなければならないと、強く指摘された。



最後に、委員よりいくつかの質問や意見が出されたが、今日まで計画づくりに邁進した社協スタッフに対し、ねぎらいと励まし、そして高い評価がなされ、参加した委員全員のおもいとして共有された。社協スタッフとしては、もっとも嬉しく重い言葉でもあった。

【2016. 3. 17】 答申書を手渡す～第7回きずな推進委員会

佐藤逸夫社協会長に、きずな推進委員会の山田正幸委員長より、第3期きずな計画の答申書が手渡され、今後社協として機関決定して、正式に運用されることになる。

4月24日日曜日には、登別市民会館において、「きずな市民大集会」を開催し、計画のお披露目を行う。また、北海道家庭医療学センターの草場鉄周理事長を招いた記念講演と、PTリーダー4名との「シンポジウム」も予定されている。

1年越しの計画づくりが終わり、新たな気持ちで、これからの地域福祉のあり方と日々の暮らしを共に考え行動する実践が始まる。書き記した計画が、一人ひとりの「生きざま」となり、みんなの「希望」に束ねられていく5年がリスタートする。

